

## 印旛利根川水防事務組合歴史

### 1 地 勢

#### (1) 位置

印旛利根川水防事務組合は、東経140度、北緯35度の印旛郡栄町消防本部内に位置し、千葉県北部の印旛都市の大部分と八千代市を区域として、利根川を挟んで茨城県北相馬郡及び稲敷郡に對している。

#### (2) 地形

中央に延長40キロメートルの印旛沼があり、流域は58,560ヘク

ク  
タールを抱えている。ここより小河川により集積される水は栄町の中央を流れる長門川(印旛落しともいう。)を流下し、利根川に注いでいる。この長門川と利根川の合流点に、大正11年3月31日前開門こうもんが完成するまでは洪水が印旛沼に逆流し、莫大な損害を被ったのである。

この締切り完成以来、利根川の堤防を防衛することが水害から身を守ることの最大の要務となったのである。また、昭和13年、昭和16年の豪雨は内水の集積がはなはだしく甚大な被害を被ったことにより、排水設備の必要性が認められたとともに、印旛沼開発事業の一環として印旛沼土地改良区が設立され、印旛水門に東洋一の排水機場(昭和31年8月着工、昭和34年4月完成)が完了し、以後内水による被害は皆無となったのである。

なお、現地の印旛水門は昭和37年11月1日着工、昭和39年6月22日完成したものである。

#### (3) 構成団体

創設当時の構成団体は、印旛郡においては布鎌村、安食町、本埜村、木下町、船穂村、八生村、六合村、佐倉町、臼井町、公津村、酒々井町、内郷村、根郷村、千代田町、志津村、阿蘇村、旭村、和田村、永治村、宗像村、千葉郡において睦村、大和田村、豊富村の23か町村であった。

現在では市町村合併により、成田市、佐倉市、八千代市、栄町、印西市、酒々井町、四街道市、白井市の6市2町で構成している。

(4) 創設当時の地積(印旛沼水面を除く。)

①田	2,532ヘクタール
②畑	882ヘクタール
③山林	13ヘクタール
④原野	577ヘクタール
⑤宅地	140ヘクタール
⑥雑種地	40ヘクタール

(5) 創設当時の家屋

①住宅	1,839棟
②非住宅	2,242棟

(6) 現在賦課の対象となるもの

①耕地	3,629,499ヘクタール
②住宅	2,242棟

## 2 運営の概要

### (1) 設立

大正13年6月2日組合規約認可(千葉県知事齊藤守因)、同日

付印旛郡長(山中竹樹)が管理者に指定された。

大正5年2月頃、山中郡長の主唱によって組織についての文書を作り、郡内町村長及び有力者に呼びかけ、水害調査及び現地視察を行い、明治43年の水害により収穫皆無の耕地を佐倉税務署の免税台帳に登載されたものを区域とし、その区域内にある山林、原野、池沼等を対象として設立することに決定し、最終の申請を大正13年5月5日に知事に提出して上記により認可になったものである。

設立当時は印旛郡長が管理者であったが、大正15年の郡制廃止によって木下町長が管理者に指定されることになった。

その後、水防法の改正に伴い、昭和34年3月規約改正を行い関

係市町村長を推薦できるようになった。

昭和35年3月28日、印旛沼水害予防組合の名称を印旛沼地先  
の利根川の堤防を守る意味を強くするために印旛利根川水害予防組  
合に改称、昭和39年4月13日に印旛利根川水防事務組合に改  
称  
し現在に至る。

## (2) 役員

役職名等	設立当時	現在
管理者	1名	1名
副管理者	1名	1名
議員	37名	16名
常設委員	12名	—

## (3) 会議

- ① 設立当時 組合会  
常設委員会  
水防協議会
- ② 現在 議会  
常任委員会(総務及び工務)  
水防協議会

## (4) 組合経費

### 昭和37年度賦課額概要

賦課額		2,108,691円
内訳	耕地	1,984,941円
	家屋	123,750円
年度内収入額		1,611,830円

設立当初(昭和38年度)の予算概要

歳 入		歳 出	
組合費	2,081,789 円	管理費	1,054,200 円
過年度収入	300,000 円	修繕費	105,000円
繰越金	650,000円	会議費	145,500円
雑収入	80,000円	警備費	1,212,500 円
		その他	425,100円
		交付金	150,000円
		予備費	19,489円
計	3,111,789 円	計	3,111,789 円

3 警 備

(1)一 般

水防の開始は国土交通省、気象庁からの情報等を考慮し、水防法、千葉県水防計画及び印旛利根川水防事務組合水防実施に関する条例(昭和39年6月12日条例第12号)に基づき利根川右岸(印

西市竹袋地先から柴町矢口地先まで)の10,941.45メートルにお

ける区間についての水災を防御するため、本水防組合の水防実施計画書により行う。

(2)配 備

水防を開始すれば水防法第5条第3項により、組合構成市町村の各消防団は水防団となり、水防活動に関しては水防本部長(印旛利根川水防事務組合管理者)の所轄の下に行動し、水防本部の他に

水防支部4か所、水防屯営10か所を設ける。

なお、水防本部長の事故あるときは副本部長(印旛利根川水防事務組合副管理者)が職務を代行する。

**(3) 支部・屯営の設置場所**

**ア 第1水防支部**

・竹袋屯営

**イ 第2水防支部**

・西屯営

・布太屯営

・中谷屯営

・北屯営

**ウ 第3水防支部**

・出津屯営

**エ 第4水防支部**

・閘門屯営

・須賀新田第1屯営

・須賀新田第2屯営

・北辺田屯営

- ① 屯営には、屯営長以下10名以上を配置する。
- ② 屯営数は、出水状況により増減する。
- ③ 屯営設置場所は、堤防状況により変更がある。
- ④ 構成市町村水防団の配備支部は次のとおりとする。

第1水防支部：印西市、白井市

第2水防支部：栄町、印西市、佐倉市

第3水防支部：印西市、酒々井町、八千代市

第4水防支部：栄町、成田市、四街道市

**(4) 出勤区分**

水防活動時には、本組合構成市町村を第1次出勤市町村と第2次出勤市町村とに分け、さらに第2次出勤市町村を第1次指令と第

次指令に分けて出動指令が発令される。

第1次出動市町	第2次出動市町	
	第1次指令	第2次指令
<ul style="list-style-type: none"> <li>・印西市</li> <li>・栄町</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成田市</li> <li>・白井市</li> <li>・酒々井町</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐倉市</li> <li>・八千代市</li> <li>・四街道市</li> </ul>

#### (5) 訓練

第1線水防団(栄町、成田市、印西市)の持ち回りにより印旛地区

水防管理団体連合会主催による水防演習を毎年実施する。

なお、成田市については千葉県長沼水害予防組合(事務局:成田市総務部危機管理課)が実施機関となる。

実施機関	栄町	成田市	印西市
支援出動機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>佐倉市</li> <li>八千代市</li> <li>酒々井町</li> </ul>	長沼水害予防組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>四街道市</li> <li>白井市</li> </ul>

※ 成田市については、千葉県長沼水害予防組合が実施機関となる。

#### (6) 水防倉庫

本組合防衛区域内に水防倉庫7か所(竹袋、平岡、中谷、北、出津、和田、北辺田)を設置、管理する。

また、備蓄竹(5本一束=10束分)を水防倉庫2箇所(北、和田)に備蓄を行う。

#### (7) 歴代管理者

創 立	山 中 竹 樹	印旛郡長
大正15年 7月～	稲 村 一	木下村長

昭和 3年 7月～	松 田 良 元	〃
昭和 3年 7月～	稲 村 一	〃
昭和 3年 7月～	石 橋 浩	〃
昭和 3年 7月～	山 崎 時 治 郎	〃
昭和 3年 7月～	豊 島 哲 治 郎	印西町長
昭和 3年 7月～	石 井 孝 輔	〃
昭和 3年 7月～	石 井 泰 助	栄町長
昭和 3年 7月～	藤 江 恭	〃
昭和 3年 7月～	大 野 眞	〃
昭和 3年 7月～	川 崎 吉 則	〃
昭和 3年 7月～	岡 田 正 市	〃
令和 4年 8月～	橋 本 浩	〃